

銀・証分離の根拠（平成3年6月証券取引審議会報告より）

前提

証券業：最終的に投資家がリスク負担。

銀行業：預金者に安全性を保証し、銀行がリスク負担。債権保全のために、貸出先企業の経営状況把握、株式保有、人材派遣、経営悪化時の金融支援など。

1．利益相反の可能性

貸出債権保全の必要性和投資家に正しい情報を提供する義務。

ex：

- ・経営の悪化した貸出先企業に証券を発行させ、経営悪化を明らかにしないまま投資家に販売。
- ・引受証券の販売促進、自己保有証券の価格上昇のため、投資家に購入資金を貸出。
- ・企業の資金調達に際し、証券発行より銀行借入を優先的に勧誘。

2．競争条件の不均衡

(1)銀行の企業に対する影響力

市場での適正な競争、自由な価格形成への影響。

(2)証券会社との競争条件

中央銀行貸出へのアクセス、公的な預金保険制度など。

3．銀行経営の健全性への影響

（証券会社と異なり）決済システムの担い手として、破綻を回避する必要性が大。

当時の結論

銀行子会社による証券業参入と銀行本体とのファイアウォール設定。

参入の分野、テンポについては、漸進的、段階的に対応。

ex：

「特に、株式ブローカー業務については、銀行が歴史的に株式の売買業務を行ってこなかったという経緯、銀行自身による大量の株式保有とブローカー業務の適切な執行との関係及び中小証券会社の経営の主軸の業務であるという事情を十分考慮し、例えば法律により、当分の間はこれを認めないこととする措置を講ずることが適当である。」